

社団法人全国老人保健施設協会では、平成22年1月14日、経済産業大臣ならびに民主党幹事長宛に「緊急保証制度の指定業種見直しに関する要望」（全老健第21 - 421号）を提出いたしました。要望書本文については、以下のとおりです。

社団法人全国老人保健施設協会
会長 川合 秀治

緊急保証制度の指定業種見直しに関する要望

中小企業庁が平成20年10月31日から開始している緊急保証制度は、これまで数次にわたり指定業種の見直しが行われ、793業種が対象となっております。しかし、この中には病院・診療所ならびに介護老人保健施設はその対象となっております。

最近の金融情勢の変化が銀行等の貸出しにいかなる影響を及ぼすかについて、大きな不安の下にあります。社会保障たる医療・介護は、他業種における経済活動とは公共性・非営利性等の点において異なるものですが、診療報酬・介護報酬は若干の見直しが行われたものの、これまでの引き下げにより厳しい経営状況で運転資金が不足している医療機関等は相当数存在しております。また、特に介護老人保健施設は、医療行為が介護保険給付からの包括払いとなっているため、インフルエンザ流行の際には、その診療や感染防止対策等に対する請求手段が存在せず、経営的に非常に不利な状況にあり、地域医療・介護の確保に大きな懸念が生じています。

中小企業において貸付制度（日本政策金融公庫）と緊急保証制度（信用保証協会）が措置されているのと同様に、医療機関等においても、貸付制度（福祉医療機構）だけでなく、保証制度による信用補完の拡充が必要です。

つきましては、「緊急保証制度」対象業種を見直し、医療機関たる病院・診療所ならびに介護老人保健施設を指定業種としていただくよう要望します。

以上